

## 条例の点検・見直しシート

		作 成 年 月 日	平成24年6月29日
条例の題名	三重県立高等学校条例	公 布 日	昭和39年3月25日
条 例 番 号	昭和39年三重県条例第46号	直 近 改 正 日	平成23年3月23日
所管部局課	教育委員会事務局高校教育課	電 話 番 号	059-224-3002
条例の概要	学校教育法第2条の規定に基づき、三重県立高等学校の設置、及びその入学定員並びに授業料、証明書手数料等について定めるものである。	条例の 類型	委任型
視点	項 目	回 答	検 討 内 容
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	学校教育法第2条により、地方公共団体が高等学校を設置することができる規定されている。また、県立高等学校において徴収する授業料、入学選抜料、入学科、証明手数料等については、地方自治法第228条第1項の規定により、条例で定めなければならない。さらに、同法第244条の2の規定により、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例で定めなければならない。また、「公の施設」については、行政実例(S38.12.10)により学校も該当するとされていることから、本条例の目的は現在でも妥当性を有すると考えられる。
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	手数料等に関する事項は、地方自治法第228条第1項の規定により、条例で定めることが必要である。また、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、同法第244条の2の規定により条例で定めることが必要である。
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	はい	授業料、入学選抜料、入学科、証明手数料の徴収にかかる事務はいずれも行われている。
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	該当なし	
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない(規則、要綱等で規定する余地はない。 )。	はい	手数料等に関する事項は、地方自治法第228条第1項の規定により、条例で定めることが必要である。また、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、同法第244条の2の規定により条例で定めることが必要である。
適法性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	はい	学校教育法第2条並びに地方自治法第227条、第228条第1項及び第244条の2
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない(近年の判例動向に適合している。 )。	はい	
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい	
有効性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい	
	条例の目的は、県民力ビジョン等と整合している。	はい	
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい	
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	はい	学校の設置等に係る事項及び手数料等の納付に係る規定は、一部であっても廃止した場合、県の行政運営に支障が生じる。
効率性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	はい	
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	はい	
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい	

公平性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	はい			
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	はい	入学料や授業料等の徴収は、県立高等学校の受検者並びに在籍者等という特定の者のために行う事務であり限定的なものである。しかし、本条例により、高等学校の設置管理を通じて本県の適正な高校教育が担保されている。		
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	はい	入学料や授業料等の徴収は、県立高等学校の受検者並びに在籍者等という特定の者のために行う事務であり限定的なものである。しかし、本条例により、高等学校の設置管理を通じて本県の適正な高校教育が担保されている。		
その他	条例の内容において、県民（団体）、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。	はい			
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。	はい			
点検・見直し結果	<b>改正・廃止の必要はない</b> <b>現在の規定は、要件のいずれをも満たし、改正の必要がないと考えられる。</b>	理	由	特記事項	見直しに関する規定の有無
					無